

第三者評価内容評価基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス版）

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重

A-1-(1)- 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。

A-1-(2) 権利侵害の防止等

A-1-(2)- 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本

A-2-(1)- 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。

A-2-(1)- 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。

A-2-(1)- 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。

A-2-(1)- 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。

A-2-(1)- 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。

A-2-(2) 日常的な生活支援

A-2-(2)- 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。

A-2-(3) 生活環境

A-2-(3)- 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練

A-2-(4)- 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。

A-2-(5) 健康管理・医療的な支援

A-2-(5)- 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。

A-2-(5)- 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。

A-2-(6) 社会参加、学習支援

A-2-(6)- 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援

A-2-(7)- 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援

A-2-(8)- 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援

A-3-(1)- 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援

A-4-(1)- 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。

A-4-(1)- 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。

A-4-(1)- 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。